

○議長（茅沼隆文）

日程第４ 議案第３３号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成２８年厚生労働省令第１４号）の公布による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正をしたいので、開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第３３号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２８年６月１７日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について、ご説明をさせていただきます。

この前の議案同様、２６年６月に成立しました、医療介護総合確保推進法、これによって、介護保険法が改正をされました。これに伴い、関係厚生労働省令が改正されて、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に対して、新たに地域との連携等が規定されたものでございます。これによって、町においても、同サービスの基準を規定している開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正いたしますとともに、あわせて厚生労働省令に即して、文言の整理を行うものでございます。

それでは、１ページをお開きください。

開成町条例第 号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年開成町条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す

ように改正する。

表をご覧くださいまして、右が改正前、左が改正後でございます。1ページの第2条から7ページの第22条までは、厚生労働省令に即した文言整理及び条項ずれの修正となっております。

申しわけございませんが、1点修正をお願いしたいと存じます。1ページの第2条の(1)地域密着型介護予防サービスの事業者とありますが、その後ろに1文字分スペースを入れていただきたいと思います。その次が法となっておりますけれども、続けて記載されておりますので、そこのところに1文字分のスペースを入れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

7ページをご覧くださいまして、第39条がございますが、こちらが今回新設された部分でございます。指定介護予防、認知症対応型の通所介護事業者は、利用者や地域住民、行政等からなる運営推進会議を設置し、第2項におきまして、記録を作成、公表するとともに、第5項において、当該建物に居住する利用者以外のものに対してもサービスを提供するよう努めることとされたものでございます。

次の第40条から飛びまして、13ページの第52条までは、厚生労働省令に即し、文言の整理を行ったものでございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

次に、第62条が削除となっておりますけれども、こちらは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業における地域の連携の規定が、15ページの第65条になりますが、先ほどの第39条の指定介護予防、認知症対応型通所介護の規定を準用するということになっておりますので、それに伴い、この部分を削除させていただいたものでございます。

16ページの第67条以降は、厚生労働省令に即し、文言を整備したものが主でございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

一番最後20ページをご覧くださいまして、附則となります。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成28年4月1日から適用するものでございます。

ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、ここで採決を行います。

議案第33号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。